

熊監発第000133号
平成27年7月8日

請求人 A 様

熊本市監査委員 家 入 安 弘

坂 田 誠 二

飯 銅 芳 明

坂 本 邦 彦

熊本市職員措置請求について（通知）

平成27年5月18日に郵送により受付をした標記の請求について、下記のとおり決定したので通知します。

記

第1 請求書の受理

1 請求の趣旨

措置請求書及び事実証明書に記載されている事項から、請求の趣旨を次のように解した。

請求人所有の土地（熊本市西区新土河原2丁目687、以下「本件土地」という。）の地先において市長が行った排水路改修工事（以下「本件工事」という。）について、平成27年3月3日に請求人が工事完了後の確認を行ったところ、当該排水路が請求人の土地を7cm侵害しており、憲法第29条（財産権）に反し違法な工事である。よって、市長に工事のやり直しを求めるもの。

なお、事実証明書として添付された請求人作成の文書では、本件工事により施工された排水路のU字溝の幅を本件土地より下流の排水路と同様とすることなどについても主張がなされている。

2 要件審査及び請求書の受理

本監査請求の受理前の要件審査において、請求書及び事実証明書として提出された文書だけでは、本件工事における排水路の境界や市に損害が発生するかなど不明な点があったことから、本監査請求が合规であるか判断できなかった。

よって、平成27年6月4日にこれを受理し、本案審理に併せて、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものか否か引き続き審査することとした。

第2 監査

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成27年6月15日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、同月10日に請求人から陳述は行わない旨の書面を郵送で受理した。また、新たな証拠の提出もなかった。

2 関係資料の提出

法第199条第8項の規定に基づき、熊本市都市建設局西部土木センター及び法務局に関係資料を求めた。

3 事実の確認

請求人から提出された証拠書類及び熊本市都市建設局西部土木センター並びに法務局から入手した資料によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件工事について

本件工事は熊本市都市建設局西部土木センターが所管し、工事名称は新土河原町第24号排水路改良工事である。工期は平成26年11月20日から平成27年3月16日までである。

本件工事に当たっては、当該工期前の平成26年10月1日に、本件工事現場において請求人立会いの上で境界についての説明が行われており、工事完了の現場での立会いも平成27年3月3日に請求人立会いの上で行われている。

(2) 本件土地の所有及び境界について

平成14年7月2日、請求人は、本件土地に隣接した請求人所有の土地（新土河原2丁目688及び689）に係る官民境界立会願を本市に提出した。

平成14年7月19日、請求人、関係地権者及び市職員による立会いにより本件土地と排水路の境界も確定し、請求人は官民境界確認書に署名、押印を行っている。その後、請求人は、その際に確定された境界に基づき請求人が作成した測量図を、本市に提出している。

また、法務局において、本件土地及び隣接地について確認したところ、本件土地の地積測量図はなかったが、隣接地の地積測量図は、当時行われた官民境界確定に基づくものであることが確認できた。

(3) 本件工事に係る境界確定について

本件土地と排水路の境界は、平成14年の官民境界立会いで確定しているが、本件工事の前後において行われた測量でも、平成14年に確定した境界との差異は認められない。

第3 結果

1 主文

本監査請求は却下する。

2 却下の理由

住民監査請求制度は、法第242条第1項に規定されているとおり、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行

為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

本監査請求では、排水路改修工事のやり直しが求められているが、本件工事に係る事実確認を行ったところ、本件工事に係る境界については、平成14年に請求人立会いの上で確定されており、本件工事前後に行われた測量においても、本件工事完了後の排水路によって、請求人の土地が侵害されているという事実は認められない。したがって、本件工事のやり直しの必要性は認められず、やり直しに伴う工事費支出により市へ損害が生じることはないものといえる。

よって、請求人主張の事実は認められず、本監査請求は、所定の要件を具備していない不適法な請求であることから、主文のとおりとする。

なお、請求人から事実証明書として提出された請求人が作成した文書に記載された内容で、境界の確定以外の事項については、長の裁量によって行われる行政上の行為の問題など、財務会計上の行為とは言えないものであり、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象外と判断した。